

2009年5月29日

## 消耗品に関する独・デュッセルドルフ高等裁判所における勝訴判決について

---

ブラザー工業株式会社（社長：小池利和）は、ドイツにてブラザー互換インクカートリッジを販売していた Pelikan（独）、German Hardcopy AG（独・以下 Geha）の 2 社に対し、当社がドイツで保有する知的財産権を侵害するとして、デュッセルドルフ高等裁判所（以下同高裁）で係争中でしたが、このたび当社の主張が認められ、上記 2 社に対する販売停止等の仮差止め命令が確定することとなりましたので、お知らせいたします。

当社は 2008 年 7 月、当社の知的財産権を不当に侵害するとして、ブラザー互換インクカートリッジを販売していた Pelikan、Geha の 2 社について、デュッセルドルフ地方裁判所（以下同地裁）に販売停止等の仮差止めを請求し、同年 9 月、同地裁にて販売停止等の仮差止め命令が下されました。

Pelikan、Geha の 2 社は判決を不服として控訴し、また当社は主張が認められなかった 1 件の判決を不服として控訴しておりましたが、5 月 28 日、いずれの案件についても同高裁にて当社の主張を認める判決が下されました。これにより当社が請求しておりました販売停止等の仮差止め命令が確定することとなります。\*

ブラザーグループでは、従業員の意思決定に対する基本方針、行動規範として「グローバル憲章」を定めており、この憲章のもと、法規、規則を順守し、最高度の倫理観を持ち行動する事を心がけております。知的財産権に関しましては、他社の権利を尊重すると同時に、当社の所有している権利を正当に主張し、それらが無断で使用しているものについて法律に基づき対応していく所存です。

また消耗品につきましては、製品本体の性能をいかし、長くご愛用いただくため、当社純正消耗品をご利用いただけるよう、告知活動も積極的に行ってまいります。

\*当社が地裁判決で勝訴した案件につきましては、デュッセルドルフ地裁において本訴が行われております。また今回高裁判決で新たに勝訴となりました案件につきましては、今後本訴となる可能性があります。

---

### <報道関係 お問い合わせ先>

ブラザー工業（株） 広報・総務部 広報 IR グループ 本号

TEL : 052-824-2072 FAX : 052-811-6826 E-mail : kouhou@brother.co.jp